

基礎控除の改正

- 基礎控除を10万円引き上げ
- 合計所得金額が2400万円超の場合は3段階で逓減し、2500万円を超える場合は適用外とする

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
一律	33万円	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超	29万円
		2,450万円以下	15万円
		2,450万円超	0円
		2,500万円以下	
		2,500万円超	

調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

改正前		改正後	
合計所得金額	調整控除	合計所得金額	調整控除
一律	※計算方法参照	2,500万円以下	※計算方法参照
		2,500万円超	0円

※計算方法

課税標準額が200万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額×5%（市民税3%、都民税2%）

- ・人的控除額の差の合計額
- ・住民税の課税標準額

課税標準額が200万円超の場合

$(\text{人的控除の差の合計額} - (\text{住民税の課税標準額} - 200\text{万円})) \times 5\%$

2,500円未満のときは、2,500円（市民税3%、都民税2%）